

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年8月11日（総21第133号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が8月16日まで延長されました。
- 活動制限レベルに関して、地域の変更がありました。

1. 8月9日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、8月16日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年30号）を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じましたが、ジャカルタ首都圏やその他主要な都市圏については引き続き活動制限レベル4のままとされています。なお、各レベルの活動制限内容に一部変更がありました。

2. 今般ジャワ・バリで活動制限レベル4とされた地域には、これまで同様、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州デポック市、ボゴール県、ボゴール市、ブカシ県、ブカシ市）、西ジャワ州チレボン市、バンドン市、中部ジャワ州スマラン市、ジョグジャカルタ特別州、東ジャワ州スラバヤ市、マラン市、バリ州デンパサール市などが含まれます。一方、これまで活動制限レベル4とされていた西ジャワ州のプルワカルタ県やスパン県などが、活動制限レベル3に区分されました。

3. 8月10日現在における、当館管轄州のレベル4及びレベル3の地域は以下のとおりです。

（1）バリ州（ジャワ・バリ）

レベル4：バリ州全域の全9県及び市

（2）西ヌサトゥンガラ州（ジャワ・バリ以外）

レベル3：マタラム市、ビマ県、ビマ市、ドンブ県、西ロンボク県、中部ロンボク県、東ロンボク県、北ロンボク県、スンバワ県、西スンバワ県

（3）東ヌサトゥンガラ州（ジャワ・バリ以外）

レベル3：クパン市、アロール県、ルン бата県、マンガライ県、西マンガライ県、東マンガライ県、中部スンバ県、ブル県、東フローレス県、マラカ県、ナゲケオ県、ンガダ県、ロテ・ンダオ県、サブ県ライジュア島、西スンバ県、南西スンバ県、中西部ティモール県、中北部ティモール県

4. 今般の大臣指示により、ジャワ・バリでの活動制限レベル4の制限内容に以下のような変更が生じています。以下の点以外は、従来の活動制限と同様です。これまでの活動制限については、8月3日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100218938.pdf>）を参照してください。

（1）屋外の飲食店は、地方政府が定める規則の下で、営業時間を午後8時まで、収

容人数を25%以下、飲食時間を20分以内に制限した上で営業可。

(2) ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市のショッピングモールは、試験的に、商業省が定める保健プロトコルの下で、営業時間を午前10時から午後8時まで、収容人数を25%以下に制限した上で営業可。ただし、12歳未満及び71歳以上の者は入店禁止。モール内の映画館や児童遊戯施設、娯楽施設は閉鎖。(当館注: 本内務大臣指示で言及されている保健プロトコルの内容は現時点で不明ですが、ショッピングモール等商業施設においてワクチン接種証明書の提示を求めるとする規則については、ジャカルタでは州知事決定が根拠となっているほか、ジャカルタ以外の地域でも導入されているとの情報があります。)

(3) 礼拝施設は、収容人数を25%または20名以下に制限する。

(4) ジャワ・バリ域内での航空機移動では、2回のワクチン接種を終了している者は、従来の出発前48時間以内のPCR検査に代えて、出発前24時間以内の迅速抗原検査で搭乗可。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。国内線フライト等公共交通機関の利用条件については、航空会社や公共交通機関にご照会ください。

6. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。また、当館管轄州においても、感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれても、不要不急の移動はなるべく避け、感染予防対策を徹底して、ご自身やご家族の安全確保に努めてください。